

平成22年度 国立大学法人宇都宮大学 年度計画

平成22年3月31日届出

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

- ① 学士課程における教育の成果に関する具体的措置
 - 出口到達度を保証するため、教育の3方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に貫かれた体系的な教育課程の整備に着手する。
 - 4年一貫キャリア教育の導入部として、全学生に対する初期キャリア教育を計画する。
 - 共通教育については、教育内容の改善に即した全学担当体制の整備に着手する。
 - 教育の3方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に貫かれた体系的な教育課程の整備に着手し、方針を学内外に公開する。
 - 共通教育も含め、4年間を見通したカリキュラム・ツリーの作成に着手し、学生への周知の準備を始める。
 - 修得した能力に応じた職業選択を支援する後期キャリア教育の強化を立案する。
 - 学生の学習ポートフォリオとその利用を検討し、自己開発や主体的な進路選択を促す指導体制構築を計画する。
- ② 学士課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置
 - アドミッション・ポリシーを志願者の学習指針となるように具体的に整理し、積極的に公開・広報するとともに、その効果を検証する。
 - 大学での諸活動について、志願者にわかりやすい情報提供を行う。
 - アドミッション・ポリシーと入試方法の対応を明確にする。
 - 推薦入学者を中心に、入学前教育の実施状況、実施体制、高校との連携等をまとめ、公表する。
 - TAの学生と連携し、学習相談室（仮称）の設置を計画する。
- ③ 学士課程の教育課程に関する具体的措置
 - 共通教育科目の位置づけを明確にするため、科目群の見直しを始める。
 - 共通教育のカリキュラム内容を充実させるため、全学担当体制の確実な実施を推進する。
 - 21年度から開始した新共通英語教育プログラムを確実に実施する。
 - 4年一貫キャリア教育の導入部として、進路に応じた到達目標の設定を支援する初期キャリア教育を計画する。
 - 3方針やカリキュラム・ツリーを統合しプログラム単位ごとのカリキュラム・シラバスとして整理し、積極的に公開・広報する。
 - 4年間を見通したカリキュラム・ツリー、カリキュラム・シラバスの作成に着手し、学生への周知の準備を始める。
 - 4年一貫キャリア教育を強化するため、共通教育での初期キャリア教育、専門分野でのキャリア形成を促す専門キャリア教育、獲得した能力に応じた職業選択を支援する後期キャリア教育として整理し、実施案を策定する。
 - 学生の興味や社会の要請に対応した副次的教育プログラムの具体的な内容を整理するとともに、実施体制を計画する。
- ④ 学士課程の教育方法に関する具体的措置
 - カリキュラム体系における各科目の位置づけや連関をカリキュラム・ツリーとして整理し、見える化の準備を始める。
 - シラバスを見直し、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ツリーとの関係、その科目の具体的な到達度目標なども明示し、学生がそれぞれの教科の位置づけやカリキュラムを俯瞰できるようにし、学習を効果的にする。
 - 推薦入学者を中心に、入学前教育の現状を点検してさらなる充実を図るとともに、e-Learning利用や高校との連携について、可能なところから実施する。
 - リメディアル的な教育が必要となる対象者や分野を調査する。
 - 共通教育において TESOL 有資格教員と Native 教員による実践的な英語教育を継続して

実施する。

- 留学の推進を図るため協定校の情報を収集・整理するとともに、留学ガイドブックの更新、留学体験報告会や留学説明会の充実に努める。
 - 国際連携実習など学生主体の国際連携教育活動を積極的に支援する。
 - インターンシップを拡充するため地域の経済団体等との協力を強化するとともに、実務経験者による授業を点検評価し、さらに充実させる。
 - 課題設定、問題解決能力を養成するのに適した科目等を分野別に調査する。
 - プレゼンテーション、コミュニケーション能力を養成する教育を推進する。
 - 講義の中で環境関連科目をリストアップして提示する準備を進めるとともに、新入生ガイダンスや学生指導の中でも環境問題への意識の啓発を図る。
- ⑤ 学士課程の成績評価に関する具体的措置
- 各教科の達成目標と成績評価基準をシラバスに明示する。
 - 成績評価基準に従って成績評価を行い、定期試験にあつては解答例の公開などにより評価の透明性確保に努める。
 - 成績評価の厳格化・透明化を図るための実施計画を策定する。
 - ディプロマ・ポリシーに対応した総合達成度評価方法の具体化に着手する。
 - GPA, GPT に基づく表彰を推進する。
- ⑥ 大学院課程における教育の成果に関する具体的措置
- 各研究科で3方針の策定とカリキュラムの整理、シラバスの充実についての検討を開始する。
 - 入学から修了までのプロセス管理を明確にするため、各学期の位置づけを明確にする。
 - 学生が主体的に参加するワークショップ、シンポジウム、プロジェクトなどの開催に向けて、調査・制度設計を進めるとともに、先行する分野では教員のアドバイス体制の充実や経済的サポートを積極的に行う。
- ⑦ 大学院課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置
- 多様な学生の受験が可能となる選抜方法や実施方法を検討する。
 - 長期履修制度をより効果的に利用できる方法を調査する。
 - 志願者の準備指針となるよう、具体的で分かりやすいアドミッション・ポリシーの作成に着手する。
 - 外部からの意見を参考に、英文ホームページを含め、より効果的な広報活動を実施する。
- ⑧ 大学院課程の教育課程に関する具体的措置
- 論文提出までのロードマップを試作する。
 - コースワークとリサーチワークの関連性について検討する。
 - 研究計画調書をより有効に活用するため、内容や作成時期等の検討を行う。
 - 大学院レベルのリテラシー科目と専門科目の分類について検討するとともに、開講科目のシラバスを充実させる。
 - 資格・免許取得プログラムの設定に向け、内容やニーズを調査する。
 - 複数教員指導体制の整備と実質化、他分野教員の協力を得たりリサーチワークの推進に向けて実施案を策定する。
- ⑨ 大学院課程の教育方法に関する具体的措置
- 各研究科において PBL 教育が可能科目の選定や具体化に向けた方策の検討を開始する。
 - 学生による自発的研究を推進するため、学内の表彰制度などを活用して学生の研究発表を奨励・促進する方策を検討する。
 - 大学院学生にも適したインターンシップ先の確保を図る。
 - 学生の国際的なセミナー・シンポジウム・学会の参加の実態（発表学会等、場所、費用等）を調査して現状を把握し、その促進・支援策を検討する。
- ⑩ 大学院課程の成績評価に関する具体的措置
- シラバスにおいては、科目ごとに単位認定及び成績評価の具体的基準の明確化を図る。
 - 論文審査の具体的な判断基準を検討する。
 - 科目成績と研究活動（表彰等も含む）を総合的に評価するため、ポイント制等による活動内容の評価について検討を開始する。
- ⑪ 教育方法の改善に関する具体的措置

- 全学・学部による企画型 FD 活動を継続するとともに、積極的な参加を促す方策を検討する。
- カリキュラム単位での教育改善活動の日常化を進める。
- 可能なカリキュラム単位等から、教員相互の授業参観時の指摘に基づく授業改善や授業評価を開始し、その効果を検討する。
- 学生授業評価のあり方及び有効な活用例などを検討し、教育改善の活性化について検討を開始する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 教職員等の配置に関する具体的措置

- 柔軟な教育担当体制を整備するため、学部・学科を超えた開講科目開放の拡大についての計画に着手する。
- 学外教員（ボランティア教員、寄付講座など）の活用及び TA、RA の適切な配置について点検するとともに、点検結果を踏まえた見直しを実施する。
- 出産、育児、介護時等の代替教員（柔軟な担当体制）、TA の適切な配置について点検するとともに、点検結果を踏まえた見直しを実施する。

② 教育環境の整備に関する具体的措置

- 実践的教育の水準を確保するため、実験・実技・実習のための備品等の整備についてマスタープランを策定し、学内財源を確保しつつ順次整備する。
- 学生共用スペースについて、各学部等と連携し、順次確保する。
- 学生後援会と連携した課外活動団体への経済的支援、峰が丘地域貢献ファンドに基づく学生の自主的なプロジェクトの充実を図る。

③ 教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置

- 学長補佐・担当理事からなる教育改革推進チームと教育企画会議の連携を強化し、企画・提案力を充実させる。
- 教育改善に向け、全学教務委員会のリードにより、分野ごとでの教育改善実施方策を迅速に決定する。
- 学生や学外者が教育改善を提案するシステムをさらに充実させる。

④ 内外の高等教育機関との連携に関する具体的措置

- 近隣の大学等との連携の方法について点検し、見直しに着手する。
- キャリア教育での連携充実を図るため、「大学コンソーシアムとちぎ」や地域の経済団体との連携を強化する。
- 国内の大学等と連携し、附属農場・附属演習林に関する共同利用拠点校としての整備に着手する。
- 協定校等との学生交流を点検し、より充実させる方策を計画する。
- 協定校と連携した教育プログラムの開発・実施について検討する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- TA・チューターの資質向上と適正な配置について点検し、見直しを行う。
- TA・チューターを活用したリメディアル学習について可能性を検討する。
- 共同学習・協調学習や自習のための学生共有スペースを確保する計画を策定する。
- 学習施設の利用時間の拡大について要望し、可能などころから実施する。
- 教務情報データベースを、学生ポートフォリオを含む総合的なシステムとして設計するための調査を行う。
- 全学的に「指導教員・担任のためのガイドライン」を策定し、生活・学習など学生へのきめ細かい指導を行う。
- 学生の自主的な地域貢献プロジェクト、キャリア形成を育むための学生支援プロジェクト等について、財政面も含め積極的に支援し、学生の学習意欲と自主性を高める。
- 学生の自主的参加による就活応援団、環境改善学生サポーターなど学生参加型の学生支援を積極的に進める。
- 日常的な大学生活のケアを充実するため、指導教員等による面談体制や対人関係への留意事項に関し、点検・見直しを行う。

- ハラスメントへの対処方法等について、点検・見直しを行う。
- 学生相談員の意識改革を図るとともに、スタッフディベロップメントの内容について点検・見直しを行う。
- 留学生を含め学生の経済支援策について検討する。
- 留学生への生活に関するガイダンスやチューター制度を充実させる。
- キャリアデザインノートを活用した初期キャリア教育の充実を図るとともに、地域経済団体やOB等と連携した実践的なキャリア育成を推進する。
- キャリアカフェ、キャリア相談室、キャリア Navi の活用をさらに推進するとともに、キャリアフェスティバル、合同企業説明会、各種ガイダンスやセミナー等の活動を充実させるため、内容の点検を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 目指すべき研究の水準等に関する目標の具体的措置
 - 個性化プロジェクトや基盤的研究についての研究水準を高めるためのベースとなる研究環境や支援体制のあり方について検討する。
 - 個性化プロジェクト及び若手の萌芽的研究プロジェクトについて研究水準向上に向け支援する。
 - 光学技術をはじめとする特定分野での教育研究拠点の形成に向け検討する。
- ② 成果の社会への還元に関する目標の具体的措置
 - 産業界・自治体等との交流会の開催、研究シーズ集の充実、ホームページの更新を行い、研究成果の社会還元を図る。
 - 金融機関や自治体からのコーディネータを配置し、地域企業等からのニーズの把握を行うほか、本学コーディネータから研究シーズを紹介して、地域企業等との橋渡し業務を行う。
 - 産学官連携・知的財産本部会議等において、学内研究者等へ地域企業等からのニーズの紹介を行う。
 - 地域連携協議会等で把握した地域の抱える課題について、自治体と連携し、解決に取り組む。
 - 地域共生研究開発センターのホームページの更新・整備を図る。
 - 企業交流会等により研究成果を展示・公開する。
 - 研究成果を研究者情報リポジトリや研究室のホームページ等で積極的に情報発信をするための手法、掲載方法や展示方法について研究企画会議等で検討する。
- ③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的措置
 - 基盤的研究及び個性化プロジェクトについての研究の水準と成果の検証方法について研究企画会議等で検討する。
 - 研究水準・成果の検証方法を検討する。また、成功モデルとして研究プロセスを共有できる体制を整備し、研究水準の向上や研究推進に活用するための具体的方法について研究企画会議等で検討する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 各学部での基盤的研究の研究環境の現状を調査する。
- 個性化プロジェクト及び若手の萌芽的研究プロジェクトに対する支援について研究企画会議等で検討する。
- 学内予算において、間接経費の配分方法を見直す。
- 研究スペースの戦略的配分を行うため、既存施設の有効活用の検討に着手する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 地域社会、自治体、産業界との連携や大学の教育研究・入試情報の発信、生涯学習教育の充実等の観点から社会連携センター（仮称）を平成 23 年 4 月に設置するための準備を進める。
- 地域連携協議会を通して、地域が抱える問題の収集に努め、地域別懇談会などを開催して地域との連携強化を図る。
- オプティクス教育研究センターを中心にした高度な水準の光学技術拠点の形成を進める。
- 産学連携サテライトオフィス事業委員会で、「学生&企業研究発表会」を開催するほか、「大学コンソーシアムとちぎ」の各事業委員会との連携を図る。
- 地域の教育界の課題や大学へのニーズを把握し、高大連携や SPP（サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト）事業等を継続して実施し、地域の教育力向上に貢献する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 第 1 期中期計画中の大学間交流状況を分析するとともに戦略的な大学間交流計画の策定を行う。
- 留学生受入れ・派遣の支援体制について、学内の状況を把握し、学術国際委員会で検討する。
- 海外の同窓生ネットワークの構築の可能性について、留学生から意見を収集する。
- 地域との文化交流や留学生のホームステイ体験を充実・強化するため、これまでの取組内容について点検・見直しを図る。
- 学生ボランティアの組織化及び活用方策について検討する。
- 地域の国際理解・課題解決に協力するため、地域との国際交流を促進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

[記載事項なし]

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 附属学校の連携・一貫教育の研究組織である「系」の各々が大学教員と連携して共同研究を推進する。
- 「教育実践推進室」及び「教育実践運営委員会」との連携を図り、教員養成における組織的協力を行う。
- 附属学校園としての先進的・先導的な役割を果たし、公立学校のニーズに応えるために校内研修体制のより一層の充実・改善に努めるとともに、公開研究発表会などでその研究成果を還元する。
- 栃木県教育委員会及び各市町教育委員会との連携をもとに、主体的・計画的に公立学校や教育委員会等の各種研修等に取り組み、その役割を果たす。
- 特別に支援を要する子どもの課題解決に向けて、「四附属特別支援教育推進委員会」を中心に附属学校園が緊密に連携し合い、子どもたちの教育のより一層の充実・推進を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 教育の質保証及び質の向上の観点から学部・研究科の教育研究体制と組織の見直しを進める。
- 人材の需給見通しの動向を勘案し、工学研究科博士前期・後期課程及び教育学研究科修士課程においては入学定員や組織の見直しを行う。
- 役職員及び諸会議の役割と責任を明確化し再確認する。
- 法定会議と学内委員会の整理及び各種委員会の運営の見直しを順次実施する。
- 国立大学法人法など法令の制定趣旨、解釈等を改めて周知、徹底するとともに、開催回数や会議運営の在り方を改善する。
- 会議内容の構成員への周知方法を改善する。
- 役員と部局等の連絡体制の強化を図る。
- 役員と構成員・学生とのコミュニケーションの場を確立し、学長からの情報の発信手段について検討し、順次実施する。
- 職員の人事評価制度の見直し・改善を図る。

- 柔軟で多様な人事制度についての検討を進める。
- 男女共同参画社会に配慮した人事・職場環境の充実に努める。
- 平成 17 年に策定した「事務職員人材育成ビジョン」を見直し、新しい人材育成の方策を取りまとめ、実施する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 合理的かつ効率的な事務組織の見直しに取り組む。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 企業交流会等イベントにおいて，研究成果を公開する。
- 平成 22 年度予算において，外部資金獲得につながる事業を支援する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減を達成するための措置

- 総人件費改革に基づく平成 22 年度分の削減計画を着実に実現する。

(2) 人件費以外の経費の削減を達成するための措置

- 構成員及び地域社会等に分かりやすい予算編成を行う。
- 大学の予算及び決算に関する資料を学内ホームページ等を通じて構成員及び地域社会等に周知する。
- 平成 22 年度一般管理費予算額を前年度比 1%減額する。
- 経営の効率化の観点から業務を整理し，外部委託を検討する。
- 随意契約の縮減及び複数年度契約の拡大への取組を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- リスクのない金融情報の定期的な把握を行い，時宜に応じた有利な運用を行う。
- 地方公共団体や地域に協力を依頼し，大学施設等の利用促進を図る。
- 既存施設の使用状況の調査・分析を行い，有効活用計画を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実にに関する目標を達成するための措置

- 組織的且つ体系的な自己点検・評価を実施するため，効果的・合理的な全学的システムの構築について検討する。
- PDCA サイクルに役員による評価，外部評価，監査等の評価の反映方法を検討する。
- 経営協議会，外部評価，監事監査や内部監査の意見・結果等を大学経営へ反映させる方策を検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 大学情報の効果的収集・発信のため「宇都宮大学情報データベースシステム」（仮称）の構築について計画を策定する。
- 「社会連携センター」（仮称）構想を具体化し，地域社会への大学開放及びアカウントビリティを積極的に推進する。
- 「大学の見える化」と社会的ニーズの把握のため，ステークホルダーごとのニーズや要望を収集する仕組みを検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- キャンパスマスタープランにおいて、施設設備に係る維持保全状況を分析し、学内財源を確保しつつ順次整備を行う。
- 峰町団地の施設設備の活用状況及びエネルギー消費状況の調査・分析を行う。
- 既存施設の有効活用を可能とする施設マネジメントシステムの構築に着手する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 安全衛生マネジメントシステム構築のため、他大学等における現状調査の実施や、システム構築のための情報を収集し、試行の準備を行う。
- 衛生管理者等による定期的巡視を更に徹底し、危険箇所の改善を行う。

3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置

- ISO27001 規格の考え方に沿ったリスク分析及び対策基準等の見直しを行う。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- 公的研究費や管理運営経費の適正な執行、研究活動の不正行為防止、公益通報者保護など、体系的コンプライアンス規程を検討する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別表参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
 - 1 短期借入金の限度額
1.5 億円
 - 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画
22年度計画なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・整備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額 35	国立大学財務・ 経営センター施設費交付金 (35)

(注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- 柔軟で多様な人事制度についての検討を進める。
- 男女共同参画社会に配慮した人事・職場環境の充実に努める。
- 平成 17 年度に策定した「事務職員人材育成ビジョン」を見直し、新しい人材育成の方策を取りまとめる。

(参考 1) 平成 22 年度の常勤職員数 655 人

外数として任期付職員数の見込みを 37 人とする。(現員)

(参考 2) 平成 22 年度の人件費総額見込み 6,486 百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

学生寮整備事業		単位：百万円
区 分	年 度	H 2 2
学生寮(雷鳴寮)整備事業長期借入金償還金		4

(別紙)

- 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

- 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究に係る業務及びその附帯業務に係る事業の財源に充てる。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,897
施設整備費補助金	0
補助金収入	7
国立大学財務・経営センター施設費交付金	35
自己収入	3,290
授業料、入学金及び検定料収入	3,040
財産処分収入	0
雑収入	250
産学連携等研究費収入及び寄付金収入等	571
計	9,800
支出	
業務費	9,183
教育研究経費	9,183
施設整備費	35
補助金等	7
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	571
長期借入金償還金	4
計	9,800

[人件費の見積り]

期間中総額 6,486百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 5,295百万円)

注) 退職手当については、国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

2. 収支計画

平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	9,997
經常費用	9,997
業務費	9,142
教育研究経費	1,684
受託研究費等	365
役員人件費	94
教員人件費	5,071
職員人件費	1,928
一般管理費	583
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	271
臨時損失	0
収入の部	9,997
經常収益	9,997
運営費交付金	5,842
授業料収益	2,607
入学金収益	417
検定料収益	77
受託研究費等収益	365
補助金等収益	7
寄付金等収益	160
財務収益	4
雑益	246
資産見返運営費交付金等戻入	157
資産見返寄付金戻入	91
資産見返物品受贈額戻入	5
資産見返補助金戻入	19
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

3. 資金計画

平成22年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,222
業務活動による支出	9,555
投資活動による支出	241
財務活動による支出	5
次年度への繰越金	421
資金収入	10,222
業務活動による収入	9,762
運営費交付金による収入	5,898
授業料及び入学金検定料による収入	3,040
受託研究等収入	365
補助金等収入	7
寄付金収入	206
その他の収入	246
投資活動による収入	39
施設費による収入	35
その他の収入	4
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	421

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

国際学部	国際社会学科	210人 (うち3年次編入学10人)	
	国際文化学科	210人 (うち3年次編入学10人)	
教育学部	学校教育教員養成課程	600人 (うち教員養成600人)	
	生涯教育課程	70人	
	環境教育課程	50人	
	総合人間形成課程	120人	
工学部	機械システム工学科	316人	他に3年次編入学60人
	電気電子工学科	316人	
	応用化学科	332人	
	建設学科	280人	
	情報工学科	296人	
農学部	生物生産科学科	420人	他に3年次編入学40人
	農業環境工学科	140人	
	農業経済学科	160人	
	森林科学科	140人	
国際学研究科	国際社会研究専攻	20人 (博士前期課程 20人)	
	国際文化研究専攻	20人 (博士前期課程 20人)	
	国際交流研究専攻	20人 (博士前期課程 20人)	
	国際学研究専攻	9人 (博士後期課程 9人)	
教育学研究科	学校教育専攻	16人 (修士課程 16人)	
	特別支援教育専攻	10人 (修士課程 10人)	
	カリキュラム開発専攻	14人 (修士課程 14人)	
	教科教育専攻	100人 (修士課程 100人)	
工学研究科	機械知能工学専攻	56人 (博士前期課程 56人)	
	電気電子システム工学専攻	56人 (博士前期課程 56人)	
	物質環境化学専攻	58人 (博士前期課程 58人)	
	地球環境デザイン学専攻	50人 (博士前期課程 50人)	
	情報システム科学専攻	58人 (博士前期課程 58人)	
	学際先端システム学専攻	116人 (博士前期課程 116人)	
	システム創成工学専攻	90人 (博士後期課程 90人)	
農学研究科	生物生産科学専攻	82人 (修士課程 82人)	
	農業環境工学専攻	24人 (修士課程 24人)	
	農業経済学専攻	16人 (修士課程 16人)	
	森林科学専攻	20人 (修士課程 20人)	
附属幼稚園	160人	学級数	5
附属小学校	720人	学級数	18
附属中学校	480人	学級数	12
附属特別支援学校	60人	学級数	9